

樞密院書記官

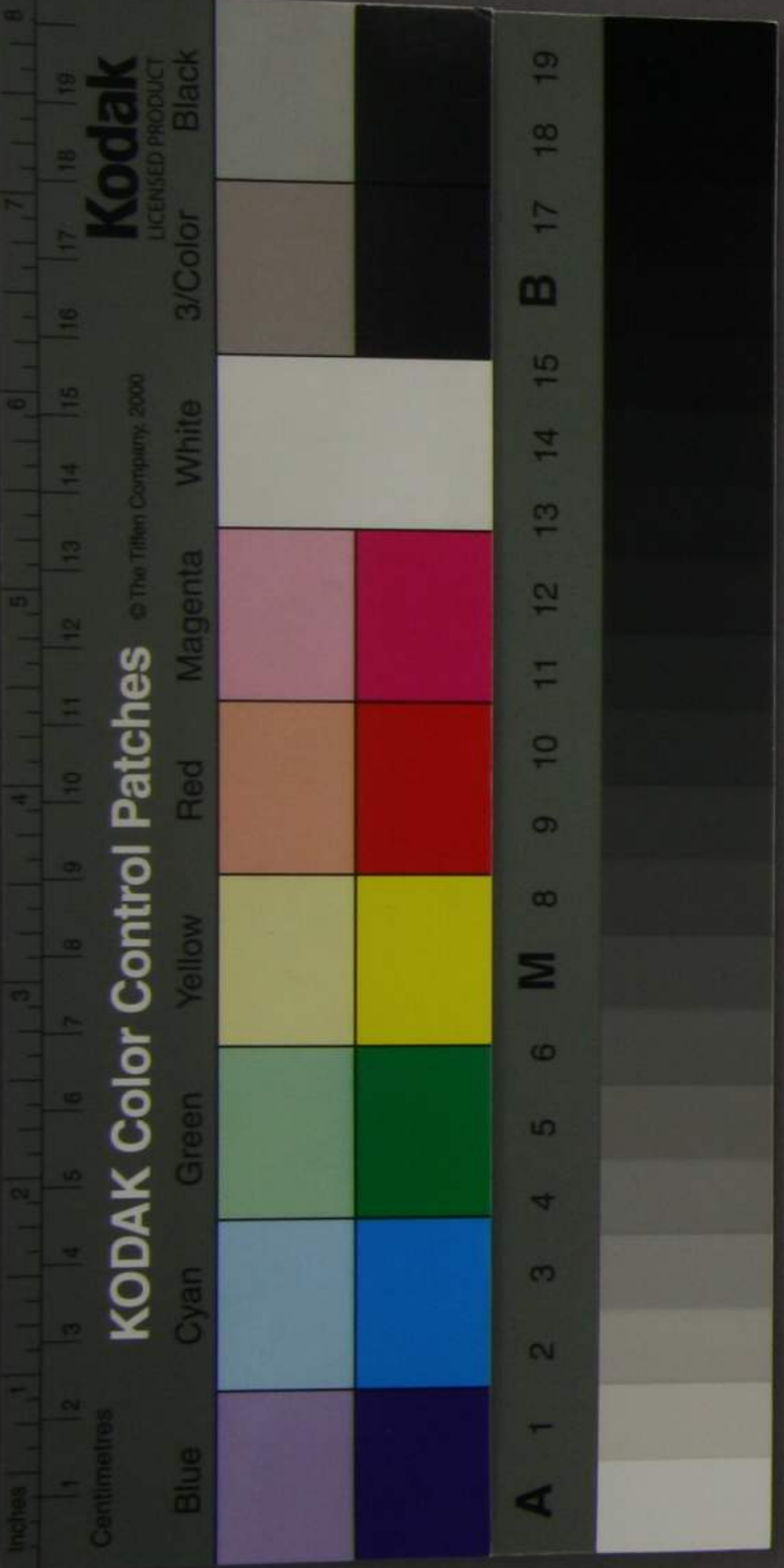
明治廿三年二月廿八日

追テ本日及所送付及第一面修正案ハ原案ト於  
西文字トテ區別セズ一様紫字ニ段、間新旧對  
比ノ為最初送付至原案ニ所持卷ヲ改交也

右及御通知候也

第二續會開會

来ル三月四日例刻ヨリ裁判所構成法補則



新刊所構成法補則第四修正案

大隈

114  
A2690



裁判所構成法施行條例

第三條 従来ノ治安裁判所ハ裁判所

構成法ニ定メタル區裁判所トシテ從

來ノ始審裁判所ハ裁判所構成法ニ

定メタル地方裁判所トシテ又従來ノ

控訴院大審院ハ裁判所構成法ニ定

メタル控訴院大審院トス

第二條 始審裁判所從來、檢事局、  
裁判所構成法ニ定メタル地方裁判  
所、檢事局トス控訴院大審院、檢  
事局モ亦同シ

第三條 區裁判所ノ管轄區域ヲ為ス  
町村ノ變更ニ之ヲ區裁判所管轄區  
域ニ及ホスモノトス

第四條 裁判所構成法實施前他ノ裁判所第一審トシテ受理シタル民事訴訟及刑事訴訟ニシテ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄ニ屬シタルモノハ現在ノ併相當ノ區裁判所ニ移ルモトス 既ニ為シタル裁判ハ區裁判所之ヲ為シタルモノト看做ス

第五條 裁判所構成法ニ依リ地方以  
判所ノ第二審ニ屬スヘキモ既ニ控  
訴院ニ於テ受理シタル事件ハ控訴  
院之ヲ裁判スヘシ又控訴院ノ管轄  
ニ屬スヘキモ既ニ大審院ニ於テ受  
理シタル民事刑事ノ上告ハ大審院  
之ヲ裁判スヘシ

第六條 裁判所構成法實施前重罪裁  
判所ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ  
現在ノ儘相當ノ地方裁判所ニ移ル  
モノトス既ニ爲シタル裁判ハ地方  
裁判所之ヲ爲シタルモノト着做ス



第七條 裁判所構成法實施前始審裁  
判所ニ於テ受理シタル郡區長及戶  
長又ハ市町村長ニ對スル民事訴訟  
ハ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄ニ屬  
スヘキモノトシテ其地方裁判所之  
ヲ裁判シ控訴院ニ於テ受理シタル  
官廳ニ對スル民事訴訟ハ其ノ控訴  
院之ヲ裁判スヘシ

第八條 裁判所構成法  
施行前高等  
法院ニ於テ受理シタル刑事訴訟  
ハ現在ノ儘相當ノ裁判所ニ移ル  
モノトシ高等法院ニ於テ裁判ス  
ヘキ事件ヲ通常裁判所ニ於テ受  
理シタルトキモ亦同シ

第九條 明治十八年第三十一號布  
告違警罪即決例ハ裁判所構成法  
ノ爲ニ變更ヲ受ケルコトナシ

第十條 明治十八年第十二號布告

普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪

法交渉ノ件處分法ハ裁判所構成

法ノ為ニ變更ヲ受クルコトナシ

第十一條 明治二十一年勅令第六十四

號ハ仍効力ヲ有ス

區裁判所出張所ニ於テ判事差支アル

トキハ裁判所書記ヲシテ登記事務ヲ

取扱ハシムルコトヲ得

北海道及島嶼ニシテ區裁判所遠隔ノ

地方ニ於テ司法大臣ハ郡長町長又ハ

村長ニ委任シテ登記事務ヲ取扱ハシ

ムルコトヲ得

第十二條 東京地方裁判所管内小笠原  
島及伊豆七島ニ於テ民事刑事ノ訴訟  
ニシテ區裁判所ノ裁判權ニ屬スルモ  
ノ及非訟事件ハ裁判所設置マテ島吏  
之ヲ取扱フ但シ刑事訴訟ノ手續ハ便  
宜之ヲ取扱フコトヲ得

第十三條

沖繩縣ニ於テ民事刑事ノ

訴訟及非訟事件ニシテ區裁判所及

地方裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノ

ハ裁判所設置マテ同縣官吏之ヲ取

扱フ但シ控訴院ノ裁判權ニ屬スル

モノハ長崎控訴院ノ管轄トス

第十四条 樺戸、空知、釧路、集治監ノ  
囚人罪ヲ犯シ輕罪以下ニ誅ル者ノ  
裁判ニ關ル明治十五年第十六号第  
四十一号及明治十八年第四十二号  
布告ニ仍效カヲ有ス  
前項ノ裁判ニ地方裁判所之ヲ為レ  
タルモト看做ス



第十五条 明治二十一年勅令第七十

一 淸國年：朝鮮國駐在領事裁判

規則、裁判所構成法、為：變更ヲ

受クルコトナシ

第十六條 裁判所構成法實施ノ際  
在職ノ裁判官檢察官ハ同法第二  
編第一章ノ要件ヲ必要トセズ

第十七條 裁判所構成法實施ノ除  
在職ノ書記ニ同法第二編第四章  
第八十九條ノ要件ヲ必要トセス

第十八條

裁判所構成法實施後三

年間ハ司法大臣ハ試補実地修習  
ノ時間ヲ一年六箇月ヲテニ減縮  
スルコトヲ得

明治十七年太政官達第百二號判  
事登用規則及明治二十年勅令第  
三十七號文官試験試補及見習規  
則ニ依リ試補ト爲リタル者ハ第  
二回試験ヲ要セスレテ之ヲ判事  
又ハ檢事ニ任スルコトヲ得

第十九條 裁判所構成法實施後一年  
間、司法大臣、同法第二編第二章  
第六十九條及第七十條ノ規定ニ拘  
ラス補職ヲ為スコトヲ得

第二十條 三年以上裁判官又ハ檢察官ノ職ヲ奉シ他ニ轉官シタル者又ハ三年以上司法省ノ高等官タル者會計局ノ高等官ヲ除クハ裁判所構成法實施後三年間ハ判事又ハ檢事ニ任スルコトヲ得

第二十一條 裁判所構成法第二編第  
二章第七十四條及第七十五條八檢  
事二七亦之ヲ適用ス

